

議案第 5 2 号

東郷町の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担
に関する条例の一部改正について

東郷町の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する条
例の一部を改正する条例を別紙のとおり定めるものとする。

令和 7 年 8 月 2 9 日 提出

東郷町長 石 橋 直 季

説 明

この案を提出するのは、公職選挙法施行令の一部改正に準じ、公費負担の限度額
を引き上げるため必要があるからである。

東郷町の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

東郷町の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する条例（令和2年東郷町条例第38号）の一部を次のように改正する。

第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条中「541円31銭」を「586円88銭」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の東郷町の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用等の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙について適用し、同日前にその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

議案の概要

1 改正理由

公職選挙法施行令の一部改正に準じ、東郷町の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成等に係る公費負担の限度額を改正する必要があるからである。

2 改正内容

選挙運動用のビラの作成及びポスターの作成に係る公費負担について、次のとおり限度額を引き上げること。

(1) 選挙運動用ビラの作成（第8条関係）

区分	改正前	改正後
印刷費（1枚当たり）	7円73銭	8円38銭

(2) 選挙運動用ポスターの作成（第11条関係）

区分	改正前	改正後
印刷費（1枚当たり）	541円31銭	586円88銭

3 施行期日等

- (1) 公布の日から施行すること。
- (2) この条例の施行の日以後その期日を告示される選挙から適用すること。